

青年部第65回定期大会

日時 11月30日(火) 13:30～
場所 水戸市 ザ・ヒロサワ・シティ会館分館

女性部第65回定期大会

日時 12月1日(水) 13:30～
場所 水戸市 ザ・ヒロサワ・シティ会館分館

自治労茨城

水戸市桜川 2-3-30 自治労茨城県本部

Eメールアドレス kenhonbu@j-ibaraki.jp

編集発行人 = 千 歳 益 彦

毎月 5 の 日 発行

定 価 = 1部5円(組合費を含む)

印刷所 = コトブキ印刷株式会社

現業・公企 総決起集会

人員要求でより質の高い 公共サービスを提供しよう

県本部は10月30日、自治労会館で現業・公企統一闘争第2回闘争委員会と現業・公企統一闘争総決起集会を開催しました。例年は県本部定期大会後に開催している第2回闘争委員会ですが、本年度はコロナ禍により定期大会が書面開催となったことを受けて、日程を変更、短縮しての開催となりました。

闘争委員会には県本部現業・公企統一闘争委員19名が参加し、各ブロッ

クから取り組みの状況報告がありました。

これまで現業職場では正規職員の採用が抑制され続けてきましたが、本年度は取手市で2名の採用、高萩市では来年度に向け2名の公募がされた

ことなどが報告されました。他の都道府県で継続的に新規採用がされている状況もふまえ、より質の高い公共サービスを提供できる体制構築のためにも改めて人員要求をしていくことの必要性を確認しました。

総決起集会は17単組38名が参加し、現業・公企統一闘争を推進していくことを確認しました。

集会の冒頭、千歳委員長から本年の人の状況、現業・公企統一闘争の意義、定年引き上げの課題についてのあいさつがありました。

続いて、杉本現業評議



総決起集会であいさつする千歳委員長



あいさつする杉本現業評議会議長

新たな保障体系へ

改正団体生命共済を学ぶ

自治労の団体生命共済は抜本改正され、「改正団体生命共済」として生まれ変わることが予定されています。適用開始時期は、県職が2022年10月発効から、その他の単組は2023年2月発効からとなります。

また、新たに「じちろう退職者団体生命共済」を発足させ、生涯にわた

りさらに充実した保障内容を組合員へ提供できる制度の改正も行われ、これは全単組で2022年6月発効からの取り扱い開始となります。

全労済自治労共済推進本部茨城県支部では、10月26日、単組執行部と共済担当者らにむけて「改正団体生命共済研修会」を開き、新制度の説明と共

済推進方針について理解を深めました。研修会では、千歳推進委員長(県本部執行委員長)のあいさつのあと、花岡県支部事務局長から「改正団体生命共済制度」と「じちろう退職者団体生命共済」について説明がありました。また、共済事務研修やマイカー共済成約キャンペーン

の取り組み概要などについても提案されました。

共済制度は「たすけあい」を基礎にした低廉な掛金であり、組合員にとつて大変優位なものです。単組では、組合員への制度周知、推進活動を行うことが組織強化にもつながります。

県支部では、県本部とともに単組の共済推進活動を支え、今回の研修会をスタートとして改正団体生命共済、じちろう退職者団体生命共済のスムーズな推進・強化に取り組んでいきます。

憲法理念の実現を

オンラインで第58回護憲大会

会議長と横町公営企業評議会議長(小林副議長代読)から、職場の課題と現業・公企統一闘争の推進に向けた決意表明がありました。

方針提起では篠崎現業評議会事務局長から、「現業職場は、清掃、学校、上下水道など生活に必要な不可欠なものばかりであり、安全・公平な社会生活を維持・向上させる

るためにも、コロナ禍で経験した様々な課題を要求・交渉し改善を勝ち取っていく必要がある」と提起がありました。

また、花島副委員長が「地方公務員の定年の段階的引き上げ―解説と交渉のポイント」をテーマに講演。花島副委員長は、「60歳時点の賃金が定年引き上げ後も影響を及ぼすため賃金改善の要求をしていく。併せて、60歳以降も安心して働き続けられる職場づくりのため、組合として要求をまとめ当局へ交渉すること

が何より大切である」と強調しました。

無料法律相談、随時OK

自治労茨城県本部では、無料法律相談を随時行っています。労働・生活に関わる悩み事などお気軽にご相談ください。自治労茨城県本部顧問弁護士が相談に応じます。

相談先 自治労茨城県本部顧問弁護士 丹下 昌子

水戸市南町3丁目4番57号

水戸セントラルビル3階

丹下・小沼法律事務所

電話 029-224-5150 Fax 029-226-2191

尚、法律相談は、依頼者(相談者)が丹下・小沼法律事務所に直接電話し、相談日程等を決めて下さい。法律相談は、個別事案ごとに、初回の法律相談を無料とし、2回目以降は所定の報酬および経費を依頼者(相談者)が支払うことになります。



護憲大会「震災から10年」シンポジウムの様子

憲法理念の実現をめざす第58回大会(略称・護憲大会)が10月30日から2日間にわたり仙台市で開かれ、今年はオンラインでも同時配信されました。大会は、主催者あいさつのあと、竹内実行委員長から、①憲法改正を許さず立憲主義の回復、②東アジアの平和と平和

主義の実現、③すべての差別に反対し基本的人権の確立、④生存権・幸福追求権を確保し持続可能な社会の実現、⑤政治の転換を図り国民主権を取り戻そうと大会基調提起がありました。

今年はテーマを「大震災から10年!防衛より防災!共に生きる確実な明日へ」とし、シンポジウム「震災から10年」被災地の今と基本的人権」が開催されました。

シンポジウムには、河北新報社報道部防災班キャップの高橋鉄男さん、NPO法人イコール

